



上尾公民館の 利用受け付け再開

生涯学習課 077519490
077612250

耐震補強工事などの改修工事のため、現在休館中の上尾公民館は、10月1日(日)からリニューアル開館を予定しています。これに伴い、8月1日(火)から市公共施設予約システムで抽選予約の申し込み受け付けを再開します。【施設予約に関する問い合わせ】上尾公民館(上町2-14-19)教育センター内 077510185・077617366

65歳以上の皆さんに 介護保険料納入通知書を郵送

高齢介護課 077551127
077618872

65歳以上(第1号被保険者)の皆さんに、「介護保険料納入通知書(介護保険料額決定通知書)」を7月上旬に郵送します。

介護保険料の納め方は、特別徴収(年金天引き)と普通徴収(納付書または口座振替)があり、年額18万円以上の年金(老齢基礎年金、退職年金、遺族年金、障害年金)を受給している人は、原則として特別徴収になります。年金天引きの開始時期に

ついては下図を参照してください。※具体的な納め方は、同封のしおりをご覧ください。納付で困ったときは、高齢介護課へ相談してください。なお、40〜64歳の人(第2号被保険者)は、加入している健康保険の保険料と一緒に納めることになっています。詳しくは下表を参照してください。

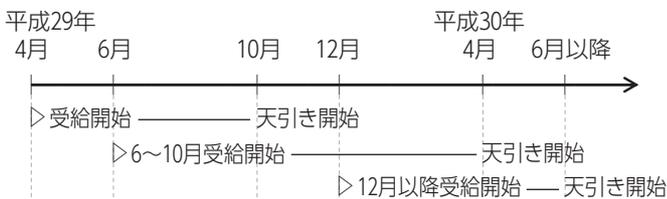
■介護保険料Q&A

- Q** 保険料は、なぜ納めなければならないのですか？
- A** 介護保険制度では、40歳以上の全ての人が保険料を納めることになっています。介護保険事業は、皆さんが負担する保険料で運営されています。介護が必要となったときに安心して利用するためにも、保険料の納付は大切です。保険料を滞納すると介護サービス利用時に、給付を制限することがありますので注意してください。
- Q** 年金天引きになっていますが、4・6月の保険料はどのように決まるのですか？
- A** 保険料決定前の期間を仮徴収期間とし、基本的に2月と同額を天引きし、7月の保険料決定後に年額を8月以降もしくは10月以降の期間で調整します。
- Q** 年金天引きされていますが、口

座振替に変更するにはどうすればいいですか？

A 介護保険料が年金天引きになっている人は、口座振替に変更することはできません。後期高齢者医療保険料とは仕組みが異なりますので、注意してください。

【図】年金天引き(特別徴収)の開始時期



※年金(年額18万円以上)の受給開始が4月の人は、10月の年金から介護保険料が天引きされます。年金の受給開始が6・8・10月の人は平成30年4月から、12月以降の人は平成30年6月以降からそれぞれ天引きされます。受給手続き時期により、上記のとおりにならない場合があります。

【表】介護保険料の納付方法

第1号被保険者(65歳以上)	第2号被保険者(40〜64歳)
納付書・口座振替・年金天引きによる納付	健康保険料と一緒に納付

※第1号被保険者の保険料は高齢介護課へ、第2号被保険者の保険料は加入している健康保険組合へ、それぞれ問い合わせてください。

介護保険負担割合証を郵送

高齢介護課 077516473
077618872

要介護要支援認定を受けている人に、8月以降の介護保険負担割合証(うぐいす色)を郵送します。介護保険サービス利用時の負担割合(1割または2割 ※注)が記載されていますので、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)に必ず提示してください。※注 2割負担となるのは、本人の合計所得金額が160万円以上の人です。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で28万円未満、または65歳以上の人が2人以上いる世帯で36万円未満の場合は1割負担のままです。

介護保険負担限度額認定の申請

高齢介護課 077516473
077618872

介護保険施設サービスと短期入所サービスを利用する際、対象となる人は食費と住居費の負担が軽減されます。現在発行している認定証は、7月31日(日)で有効期限が切れるため、引き続き認定を希望する人は、再度申請が必要です。平成28年8月〜平成29年5月に認定を受けている

人には、7月上旬に案内通知と申請書を郵送します。②次の①～③の全てに該当する人①本人と世帯全員が住民税非課税②配偶者が本人と別世帯の場合は、配偶者も住民税非課税③預貯金などが、単身の場合は1千万円以下、夫婦の場合は2千万円以下 ④申請書(高齢介護課にある)に必要な事項を記入して、関係書類と一緒に直接、高齢介護課へ ※申請日を含む月の1日から適用となります。

第十回特別弔慰金の請求は期限内に

福祉総務課 ☎77551118 ☎77519846

第十回特別弔慰金の請求は、平成30年4月2日(月)までです。まだ請求していない人は、早めに手続きをしてください。②次の①～③の全てに該当する人①戦没者などの死亡当時の遺族②平成27年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける戦没者などの妻や父母などがいない③戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法上の「戦没者等の遺族」のうち先順位の遺族1人 ④支給の順位(1)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等

援護法による弔慰金の受給権を取得した人(2)戦没者などの子(3)戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(4)①～③以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)で戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人 ⑤支給内容額面25万円、5年償還の記名国債 ⑥請求期限平成30年4月2日まで ※請求期限を過ぎると弔慰金を受けることができなくなりますので注意してください。 ⑦直接、福祉総務課へ ※請求書などは福祉総務課にあります。詳しくは問い合わせてください。



臨時福祉給付金(経済対策分)の申請は期限内に

福祉総務課 ☎77551118 ☎77519846

【申請期限】7月31日(月)(必着) ⑧平成28年1月1日時点で、上尾市の住民基本台帳に登録されており、平成28年度の市民税が課税されていない人 ※平成28年度の市民税が課税されている人の扶養親族など(控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者、

事業専従者と生活保護制度の被保護者などは対象になりません。 ⑨支給額1万5千円(支給対象者1人当たり) ⑩郵送済みの申請書に必要な事項を記入して、本人確認書類(対象者全員分)、口座振り込みのための預貯金通帳の写しを添えて同封の返信用封筒で福祉総務課へ ⑪市臨時福祉給付金問い合わせ専用電話 ☎7515182(土)祝を除く7月31日まで

児童扶養手当の申請・ひとり親家庭等医療費の助成

子ども支援課 ☎77516819 ☎77415342

児童扶養手当

父または母と生計を別にしていて児童を育てている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。 ⑫おおむね次の①～⑦のいずれかに該当し、18歳の誕生日の属する年度末までの児童(一定の障害がある児童の場合は20歳未満)を監督・保護・養育している父または母もしくは養育者(所得制限など一定の要件あり)⑬父母が離婚した⑭父または母が死亡した⑮父または母が重度の障害の状態にある⑯父または母に1年以上遺棄されている⑰父または母が裁判所から

DV保護命令を受けた⑱父または母が法令により1年以上拘禁されている⑲母が婚姻によらず出産した ⑳支給額左表のとおり

児童数	支給額(月額)	
	全部支給	一部支給
1人	42,290円	9,980～42,280円
2人	9,990円	5,000～9,980円
3人以上	5,990円	3,000～5,980円

※4月から支給額が変更になりました。

ひとり親家庭等医療費

医療費の一部を支給することで、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るための制度です。 ⑳次のいずれかに該当する人(所得制限や年齢要件などあり)①児童扶養手当受給資格者(前記、児童扶養手当欄を参照)②①以外のひとり親家庭の父または母もしくは養育者と児童 ㉑助成額入院・外来などの各医療保険制度の自己負担額と入院時食事療養標準負担額の2分の1 ㉒児童扶養手当とひとり親家庭等医療費助成の申請に必要な書類は、申請者の状況によって異なります。事前に子ども支援課に問い合わせてください。

県が決定する都市計画に関する公聴会

都市計画課 ☎77576229
 埼玉県都市計画課 ☎8305341
 伊奈町都市計画課 ☎7212111

県が決定する都市計画の変更案の作成に当たり、意見を聞くための公聴会を開催します。☎8月24日(木)10時30分～ ①市役所7階大会議室 ②「上尾都市計画区域区分の変更」の公聴・公述 ③都市計画変更の構想 (原案)の閲覧 ④7月18日(火)～8月1日(火)8時30分～17時15分(土)を除く) ⑤「閲覧場所」県都市計画課、上尾市都市計画課、伊奈町都市計画課、県北本県土整備事務所 ※構想(原案)については、上記の閲覧場所の他、7月18日から県都市計画課ホームページ(☎http://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/toshikekaku.nosintyoku)の市ホームページでも閲覧できます。 ⑥「公述の申し出」 ⑦上尾市または伊奈町に住所を有する個人と法人 ※希望者多数の場合は、公述人を選定することがあります。公述時間は1人当たり、おおむね10分以内です。 ⑧8月1日17時15分まで(必着)に公述申出書(右記の閲覧場所にある)に必要な事項を記

入して、直接または郵送で、上尾市都市計画課(〒362-8501本町3-1-1)、または県都市計画課(〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1)へ ※公述の申し出がない場合は、公聴会は中止です。傍聴を希望する人は、8月8日(火)以降に上尾市都市計画課に問い合わせてください。

上尾道路沿道中新井・堤崎地区の都市計画の変更に係る素案の閲覧・原案の縦覧と説明公聴会

都市計画課 ☎77576229
 ☎77599006

県の都市計画の変更と関連して、市の都市計画も変更を行う予定です。

●素案の閲覧・原案の縦覧 ⑦7月18日(火)～8月1日(火)8時30分～17時15分(土)を除く) ⑧都市計画課

※市ホームページでも閲覧・縦覧できます。 ⑨上尾道路沿道中新井・堤崎地区(大字中新井、大字堤崎の各一部を対象とした「上尾都市計画用途地域の変更」「上尾都市計画防火地域及び準防火地域の変更」「上尾都市計画土地区画整理事業の決定」「上尾都市計画地区計画の変更」

●地区計画の原案に対する意見書の提出 ⑩区域内の土地所有者または利害関係人 ⑪提出方法 ⑫意見書(都

市計画課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入して、8月8日(火)まで(当日消印有効)に直接または郵送で都市計画課(〒362-8501本町3-1-1)へ ⑬説明公聴会 ⑭8月19日(土)10時～ ⑮所大谷公民館 ⑯上尾道路沿道中新井・堤崎地区を対象とした「上尾都市計画用途地域の変更」「上尾都市計画防火地域及び準防火地域の変更」「上尾都市計画土地区画整理事業の決定」「上尾都市計画地区計画の変更」の説明と公聴

男女共同参画審議会委員を募集

人権男女共同参画課 ☎7785111
 ☎7785112

男女共同参画基本計画、その他男女共同参画に関する重要事項について調査・審議する「上尾市男女共同参画審議会」の公募委員を募集します。 ①次の①～③の全てに該当する人 ②上尾市に引き続き1年以上在住し、申込時に20歳以上 ③男女共同参画社会の実現に向け、熱意と関心がある ④平日昼間の会議に出席できる(年数回程度) ⑤1人 ⑥任期 2年(9月1日(金)～平成31年8月31日)

【謝礼】1回当たり6千円 ⑦履歴書と小論文(テーマ「男女共同参画社会

の実現に向けて」、400字程度を、7月18日(火)まで(必着)に直接または郵送で人権男女共同参画課(〒362-8501本町3-1-1)へ

夏の交通事故防止運動

交通防犯課 ☎7755138
 ☎7759927

夏は交通事故が多発する傾向にあり、特に子どもや高齢者の自転車事故の割合が非常に高くなっています。家庭や地域で注意を呼び掛け、交通ルールと正しいマナーを実践し、事故に遭わないよう、起こさないよう、次のとおり「夏の交通事故防止運動」を実施します。 ①7月15日(土)～24日(月) ②【県の重点目標】①子どもと高齢者の交通事故防止 ②歩行者・自転車乗用中の交通事故防止 ③飲酒運転の根絶および路上寝込みなどによる交通事故防止 ④【市の重点目標】自転車の交通ルール順守とマナー向上 ⑤【市内交通事故統計4月末】件数/231件・死者数/0人・負傷者数/311人



市長 キラリ 通心

継続は力なり



市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。
 庭の朝顔も咲き始め、暑い毎日の中に涼を探す季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。
 私の子どもの頃と比べると、年々、夏の暑さが増しているように感じます。市では、上尾で行う環境に優しいエコな取り組みを「AGECO」と総称し、私たちが身近でできることに取り組みながら、上尾でエコな暮らし方を楽しめる施策を進めています。特に今年度は、「AGECO Style推進事業」として自然環境保全、地球温暖化対策、ごみ減量を柱に、広く市民の皆さんに関心を持っていただけるような事業を実施します。
 今月7日から8月末日まで「エコでお得なまち歩き～クールシェアで夏の暑さを楽しもう♪～」と題して、市内の公共施設や商業施設、飲食店などの約80

カ所に「クールシェアスポット」を開設します(26ページ参照)。憩いの場所である、クールシェアスポットを訪れた皆さんに、涼を感じられるさまざまなサービスでおもてなしをしますので、家庭のエアコンを止めてお出掛けください。また、初日の7日には、オープニングイベントとして七タライトダウンを実施しますので楽しみにしててください。

省エネに努め、地球温暖化対策を心掛けるこれらの取り組みは、一朝一夕に効果が現れるものではないかもしれませんが、しかし、未来を担う子どもたちに、残された自然環境と安全・安心な暮らしを引き継ぐためには、市民、事業者、行政が協働で、できることから取り組みを続けていくことが不可欠です。「高い目標を達成するには、一步一步進むしかない」という事実を、頭に入れておかなければならない」という実業家のアンドリュー・カーネギー氏の言葉がありますが、まさに「継続は力なり」です。熱中症などにならないよう体調管理にはくれぐれもご注意くださいとともに、市民の皆さんの一層のご協力をお願いいたします。私も、緑のカーテンで採れるゴーヤーを楽しみにしながら、この夏を乗り切りたいと思います。

7月8日 土

12時00分～16時30分
 ㊦アリオ上尾東側駐車場
※荒天時は屋外イベント広場

プリントトラック 出発

広報広聴課 ☎775-4918 ☎776-8873

大型トラックの車体に市のイメージをプリントした「プリントトラック」の運行を開始します。このトラックは動く広告塔として、関東全域を運行します。

お披露目式

㊦12時00分～12時30分

アッピーふれあい広場

- ㊦①12時30分～12時50分
- ②14時00分～14時20分
- ③16時00分～16時20分



この制度は、市政相談委員が市政に対する苦情に対し、公正・中立的な立場で処理するものです。行政の制度に問題がある場合は、市に改善や是正を促します。㊦市政に対する苦情(原因となった事実があった日から1年以内のものに限る)で、直接利害関係がある人 ㊦市役所、各支所・出張所、主な公共施設にある「苦情申立書」に記入して、直接または郵送で広報広聴課(〒362-8501本町3-1-1)か各支所・出張所へ

い世帯は保育課へ連絡してください。
 ㊦上尾市に住民登録があり、私立幼稚園に通園している次の①か②の幼児がいる世帯①満3歳児/平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれで満3歳に達した後、幼稚園に入園した幼児②3～5歳児/平成23年4月2日～平成26年4月1日生まれの幼児 ※世帯の所得状況と子どもの人数により、補助金額と補助金の交付可否を決定します。申請書は各幼稚園で配布しています。まだ届かない世帯は保育課へ連絡してください。

ご利用ください 市政相談委員制度

広報広聴課 ☎775-4918 ☎776-8873

私立幼稚園就園奨励費補助金の申請

保育課 ☎775-5044 ☎774-5342

時とき 所ところ 内容 対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定員 持ち物
 ㊦申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 ㊦問い合わせ

国民年金保険料免除制度・納付猶予制度

保険年金課 07755137

077519827

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の一部が免除される「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」、保険料の納付が猶予になる「納付猶予制度」を利用してください。

■保険料免除制度

① 次の①～⑥のいずれかに該当する人(学生を除く)①本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年の所得が一定額以下②天災や失業などにより納付が著しく困難③生活保護法による生活扶助以外の扶助などを受けている④地方税法上の障害者または寡婦で、前年の所得が一定額以下⑤東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う被災者⑥特別障害給付金を受けている

■納付猶予制度

⑦ 50歳未満で本人と配偶者の前年の所得が一定額以下の人、または前記の②～⑥に該当する人

■共通事項

【承認の効果】①承認期間は老齢基礎

年金の受給に必要な期間に含まれる②障害・遺族基礎年金の受給対象期間になる③年金額に一部反映される

※保険料の一部を免除された場合、免除後の保険料を納付しない月は未納期間になります。納付猶予制度は、年金額への反映はありません。【申請できる期間】申請日の2年1ヵ月前から平成30年6月分まで ※納付猶予制度を申請する30歳以上50歳未満の人は、平成28年7月分から申請できます。

④年金手帳、印鑑、雇用保険の受給資格者証や離職票の写し(申請理由が失業の場合) 【追納】承認期間の保険料は10年までさかのぼって納付が可能 ※3年度目を経過した期間の追納には加算金が付きます。

⑤直接、保険年金課が各支所・出張所へ ※継続審査の対象者でない人は、毎年申請が必要です。

国民健康保険加入者の限度額適用認定証の申請

保険年金課(給付) 07755136

077519827

月ごとの医療費(差額ベッド代・食事代・保険診療外医療などを除く)の額が自己負担限度額を超えた場合に、「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関窓口での支払いが限度額までになります。 国民健康

康保険加入者(70歳以上は住民税非課税世帯だけ)で次に該当する人 現在認定証を持っていない人/自己負担限度額は世帯の所得区分に応じた異なります。あらかじめ保険年金課で交付の申請をください。所得区分ごとの認定証を交付します。

既に認定証を持っている人/現在発行されている認定証は7月31日(月)で有効期限が切れるため、今後も必要人は改めて申請が必要です。8月1日(火)からの認定証は、7月3日(月)から申請を受け付けます。 ※70歳以上で①負担割合が3割の人②負担割合が1・2割で、住民税課税世帯の人——は被保険者証兼高齢受給者証が認定証と同様の効力を持つため、申請は不要です。 申世帯主と本人のマイナンバーが分かるもの、来庁者の本人確認書類を用意して、保険年金課へ ※国民健康保険税を滞納していると交付されません。別世帯の人が申請する場合、委任状が必要で、支所・出張所で申請・交付はできません。

市民体育館の指定管理者を募集

スポーツ振興課 078118112

07762250

市民体育館は平成25年4月から指

定管理者制度を導入しており、現在の指定期間が平成30年3月31日で終了します。平成30年4月1日から平成35年3月31日までの管理運営を行う指定管理者(法人その他の団体)を募集します。 申申請書(市ホームページ)からダウンロード)に必要な事項を記入して、7月27日(木)・28日(金)に直接、スポーツ振興課へ ※指定管理者募集要項・申請書は7月3日(月)から市ホームページでダウンロードできます。詳しくは指定管理者募集要項をご覧ください。

特定健診、後期高齢者健診

保険年金課 特定健診 078216494

(後期高齢者健診) 077515125

077519827

平成29年度の特定健診、後期高齢者健診の実施期間は、10月31日(火)までです。期間の終了間際は、医療機関の混雑が予想されますので早めに受診しましょう。受診には受診券が必要で、受診券を紛失した人は再交付できますので、保険年金課(特定健診/管理担当、後期高齢者健診/高齢者医療担当)に問い合わせてください。 ※平成29年度から大森敏秀胃腸科クリニック、かわむらハートクリニック、沼南ハートクリニックでも受診できます。

特定保健指導の利用

保険年金課 ☎78216494
☎77519827

特定健診を受けた結果、特定保健指導の対象となった人に「特定保健指導利用券」を郵送します。特定保健指導では、生活習慣病にかかる危険度に応じて、医師・保健師・管理栄養士などと一緒に自分の生活に見合った目標を立て、生活習慣の改善に取り組みます。

東日本大震災で他地域に避難している人への特定健診・後期高齢者健診

保険年金課(特定健診) ☎78216494
(後期高齢者健診) ☎7751125
☎77519827

福島県の一部市町村では、東日本大震災により住民票を異動しないで他地域に避難している人も、避難先で特定健診・後期高齢者健診を受けることができます。☎特定健診・保健指導 国民健康保険に加入して、次の市町村から住民票を異動しないで避難している人／福島市、二本松市、会津若松市、相馬市、南相馬市、伊達市、川俣町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、川内村 後期高齢者健診対象者 後期高齢者医

療制度に加入して、次の市町村から住民票を異動しないで避難している人／二本松市、会津若松市、白河市、相馬市、南相馬市、伊達市、川俣町、棚倉町、浅川町、三春町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、新地町、北塩原村

【受診期間】平成30年3月31日(土)まで
【検査内容】特定健診などの基本項目に沿った身体測定、血圧、尿検査など ※医師が必要と認めた場合は、健診項目を追加して実施します。市町村で独自に追加する検査項目やがん検診などは除きます。☎①避難元の市町村に連絡をする②避難元市町村から「受診券」(実施医療機関一覧「昨年度の健診結果」(昨年受けた人だけ)が送付される③健診機関に予約する ☎受診券、昨年度の健診結果、保険証

重大な消防法令違反のある建物をホームページに公表

消防本部予防課 ☎77511314
☎77512230

市火災予防条例の改正により、平成30年4月1日(日)から、重大な消防法令違反がある建物を市消防本部ホームページに公表する、違反対象物の公表制度を開始します。

この制度は、建物を利用する人が、事前にその建物の危険性が高いかど

うかを判断できるよう、消防が立ち入り検査の際に確認した重大な消防法令違反をインターネット上で公表するものです。建物所有者などは、消防法令を遵守した建物の維持管理に十分注意してください。なお、公表の対象となる建物や違反、内容は次のとおりです。【対象となる建物】ホテル・飲食店・物品販売店など不特定多数の人が利用する建物や、病院・社会福祉施設など1人で避難することが困難な人が利用する建物

【対象となる違反】建物の義務付けられた消防設備(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備)が設置されていない重大な消防法令違反 【公表の内容】①建物の名称②建物の所在地③違反の内容 ※詳しくは市消防本部ホームページをご覧ください。

都市計画下水道の変更に関する公聴会

下水道施設課 ☎77519372
☎77219050

☎8月22日(火)14時～ ☎上下水道部庁舎3階大会議室 ☎上尾都市計画下水道の変更について(計画区域の変更) 【公述の申し出】市内に住

所を有する人 ※希望者多数の場合、公述人を選定することがあります。

す。☎申出書(左記閲覧場所にある)に記入して、7月26日(水)まで(必着)に直接または郵送で下水道施設課(〒362-0013上尾村1157)へ ※公述の申し出がない場合は、公聴会は中止です。【内容の閲覧】

☎7月12日(水)～26日8時30分～17時15分(土)(日)を除く ☎上下水道部庁舎2階下水道施設課 ※市ホームページでも閲覧できます。

市長へのはがき

広報広聴課 ☎77514918
☎7768873

市民の皆さんと協働によるまちづくりを進めるため、市に対して感じていることや、望むことなどを市長へのはがきでお聞かせください。昨年度は、47件の貴重な意見をおいただきました。意見の内訳は、教育・文化・スポーツ関係17件、環境・安全・みどり関係73件、健康・福祉・医療関係61件、行財政・窓口接遇関係34件、まちづくり・基盤整備関係33件、保険・年金・税・証明関係16件、産業・経済関係3件、救急・消防関係2件、その他90件でした。

☎市長へのはがきは、市役所1階総合案内、各支所・出張所、図書館、市民体育館、コミュニティセンター、イコス上尾などに設置しています。

☎時とき ☎所ところ ☎内容内容 ☎対象対象 ☎費用・金額 ※記載のないものは「無料」 ☎定員定員 ☎持ち物持ち物
☎申し込み ☎記載のないものは「当日、直接会場へ」 ☎問い合わせ

特別児童扶養手当の申請

障害福祉課 ☎7755123

☎77618872

一定の障害がある子どもを育てている人に支給する手当です。☑お

おむね次の①～③のいずれかに該当する20歳未満の子ども(施設入所者・公的年金受給者を除く)を監護している父母か養育者(所得制限あり)①身体障害者手帳1～3級・4級の一部の障害、または重度の内科的疾患がある②療育手帳の判定がA・A・Bである③精神障害などで①②と同程度である【支給月額】重度/5万1,450円、中度/3万4,270円 ※詳しくは、障害福祉課へ問い合わせてください。(土)☎は受け付けできません。

後期高齢者医療制度 限度額認定証の申請

保険年金課 ☎7755125

(高齢者医療) ☎77519827

後期高齢者医療保険加入者で住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(限度額認定証)が申請できます。医療機関窓口で限度額認定証を提示することで、入院した時の支払いが減額されます。 ※差額室料などの保険外診療

は別途、負担が必要です。☑本人確認書類(顔写真のあるものなら1点、ないものなら2点)を用意して直接、保険年金課へ ※事前に電話で発行可能か確認できます。

■更新手続き

限度額認定証は、毎年8月1日に更新になります。すでに発行され、交付要件を満たす人には新しい限度額認定証を7月下旬に郵送します。☑同一世帯内に住民税が課税されている人や、未申告の人がいる場合は申請できません。

後期高齢者医療保険料 軽減措置の見直し

保険年金課 ☎7755125

(高齢者医療) ☎77519827

後期高齢者医療制度発足時の激変緩和措置として行われてきた、所得割軽減措置と元被扶養者の均等割額軽減措置が平成29年度から一部変更になります。

「賦課のもととなる所得金額」が50万円以下(年金収入だけの場合21万円以下)の人に対する所得割額の軽減措置が、段階的に縮小・廃止されます(表1参照)。また、後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など)の被扶養者であった人

弾道ミサイル落下時の行動

危機管理防災課 ☎775-5140・☎775-9927

弾道ミサイルは、発射から10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流す他、緊急メールなどにより緊急情報をお知らせします。

●速やかな避難行動 メッセージが流れたら、落ち着いて直ちに行動してください。

屋外にいる場合/できる限り頑丈な建物や地下に避難する 建物がない場合/物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る 屋内にいる場合/窓から離れるか、窓のない部屋に移動する

●正確かつ迅速な情報収集 防災行政無線や緊急速報メールなどの他、次の方法でも情報収集ができます。国民保護ポータルサイト(☎http://www.ko-kuminhogo.go.jp/)、市メールマガジン ※市メールマガジンの登録は、市ホームページから行えます。

親子防災宿泊体験 ～ファミリーキャンプ～ 参加者募集



危機管理防災課 ☎775-5140・☎775-9927

夏休みのひととき、県の防災学習施設で地震や暴風を体験したり、「尾瀬の郷」片品村のキャンプ場で非常食体験や川遊びなど豊かな自然を楽しんだりして、親子の絆を深めませんか。☎7月22日(土)・23日(日)(1泊2日) ☎ほたか牧場キャンプ場(群馬県利根郡片品村花咲2797-2) 【行き先】県防災学習センター(鴻巣市)、花の駅片品「花咲の湯」など 【交通手段】大型バス ☑市内の小学4年生以上の子どもとその親 ☑大人(高校生以上)/6千円、子ども/3千円 ☑親子35人(先着順) ☑申込書(危機管理防災課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、7月1日(土)9時から10日(月)まで(必着)にファクスまたはメールで片品村振興公社(株)尾瀬ツーリスト(☎0278-25-4644・☎0278-25-4646・☎kata-tour@nifty.com(群馬県知事登録旅行業2-466号))へ

に対する均等割額の軽減措置が段階的に縮小・廃止されます(表2参照)。なお、所得割額は引き続きかかりません。

【表1】所得割額軽減措置の変更

平成28年度まで	平成29年度	平成30年度以降
5割軽減	2割軽減	軽減なし

【表2】元被扶養者の均等割額軽減措置の変更

平成28年度まで	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
9割軽減	7割軽減	5割軽減	加入後、2年を経過する月までは5割軽減(その後は軽減なし)

7月中旬に郵送
保険料額納入通知書を

保険年金課 ⑧7755125
(高齢者医療) ⑧7759827

後期高齢者医療保険料は、毎年、住民税の確定後に、被保険者本人と世帯主の所得に応じて算定します(本算定)。平成29年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書兼納入通知書は、7月中旬に郵送します。保

険料は、全ての被保険者に賦課されます。保険料額は被保険者が等しく負担する「均等割額(年間4万2,070円)」と、所得に応じて負担する「所得割額」(所得割率^{8.34%})の合計で計算します。均等割額と所得割率は、県内均一です。なお、年間の保険料の限度額は57万円です。

後期高齢者医療制度
新保険証を7月下旬に郵送

保険年金課 ⑧7755125
(高齢者医療) ⑧7759827

後期高齢者医療被保険者証(保険証)は8月1日(火)に更新になるため、新しい保険証を7月下旬までに郵送します。有効期限が過ぎた保険証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却するか、はさみなどで切って処分してください。

■負担割合

保険証には、医療機関などで受診する際の窓口負担割合が記載されています。この割合は、毎年8月1日現在の世帯状況と平成28年中の所得から算出する平成29年度の市・県民税課税標準額に応じて判定します(表1参照)。現役並み所得者(3割負担)でも、収入を考慮した再判定の基準が設けられています(表2参照)。具体的な申請手続きについて

は、該当者へ個別に通知します。

【表1】負担割合を判定する課税標準額の基準

区分	医療機関の窓口負担	市県民税課税標準額
一般・低所得者	1割	145万円未満
現役並み所得者	3割	145万円以上

※一般所得者は住民税課税世帯、低所得者は住民税非課税世帯です。
※負担割合は、同一世帯に属する被保険者だけの所得で判定します。

【表2】後期高齢者医療制度・負担割合の再判定基準

世帯の状況	収入額 (必要経費などを差し引く前の収入額の合計)	負担割合
被保険者が2人以上	各被保険者の収入額合計が520万円未満	1割
被保険者が1人	383万円未満	
被保険者が1人 (同一世帯内に70~74歳の人がいる)	他の世帯員(70~74歳の人)を含めた収入が520万円未満	

70歳以上の
高額療養費の見直し

保険年金課 国保給付 ⑧7755136
(高齢者医療) ⑧7759827

高額療養費は、同じ診療月に支払った医療費の自己負担額が限度額を

超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が払い戻される制度です。世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担の観点から70歳以上の高額療養費制度について見直しが行われます(左表参照)。
低Ⅰ、低Ⅱ区分は住民税非課税の人が対象となります。国民健康保険と後期高齢者医療保険で判定の基準が異なりますので、詳しくは問い合わせてください。

自己負担限度額(月額)

保険証記載の負担割合	区分	現行		8月~平成30年7月	
		外来(個人)	入院+外来(世帯合算)	外来(個人)	入院+外来(世帯合算)
3割	現役並み	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(注)	57,600円	変更なし
	一般	12,000円	44,400円	14,000円(年間(8月~翌年7月まで)上限144,000円)	57,600円(注)
1・2割	低Ⅱ	8,000円	24,600円	変更なし	変更なし
	低Ⅰ		15,000円		

(注)多数該当(過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の支給に該当)の場合は上限44,400円です。

⑧ 申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 ⑧ 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 ⑧ 定員 ⑧ 持ち物

第30回記念

(雨天決行)
11月19日(日)開催

3^キ・5^キ・ハーフ(日本陸上競技連盟公認)の部があり、8千人以上が参加する毎年恒例の上尾シティマラソン。あなたも参加してみませんか。

2017上尾シティマラソン

参加者募集

会場・コース 上尾運動公園陸上競技場を起・終点とする市内折り返しコース

参加資格 健康な人(小・中学生は保護者が認めた人)、制限時間内に完走できる人

申込(払込)期間 8月1日(火)～25日(金)

※各距離別に定員になり次第、締め切ります。参加料を払い込んだ時点で申し込み完了となります。

申し込み方法 スポーツエントリーから以下の方法で申し込み

- インターネット・携帯サイト(☎<http://www.sportsentry.ne.jp/>)
- ファミリーマートの端末(Famiポート)
- 電話 ☎0570-550-846、(月)～(金)の10時～17時30分(祝を除く)

※詳しくは、開催要項(市内公共施設内などで配布)や上尾シティマラソンホームページ(☎<http://ageocity-marathon.com/>)をご覧ください。11月上旬に参加通知書を郵送します。

ハーフ スタート時間 9:00

【制限時間】2時間30分(関門制限時間は15^キ地点/1時間55分)

☎大学生男子の部(学連登録者)、日本陸連登録者(男女)、一般男女(高校生以上、年代別) ※ハーフに参加する日本陸上競技連盟登録者は、記録が公認されます。 ☎5,500人

5^キ スタート時間 9:15

☎一般男女(高校生以上、年代別)、中学生男子 ☎1,500人

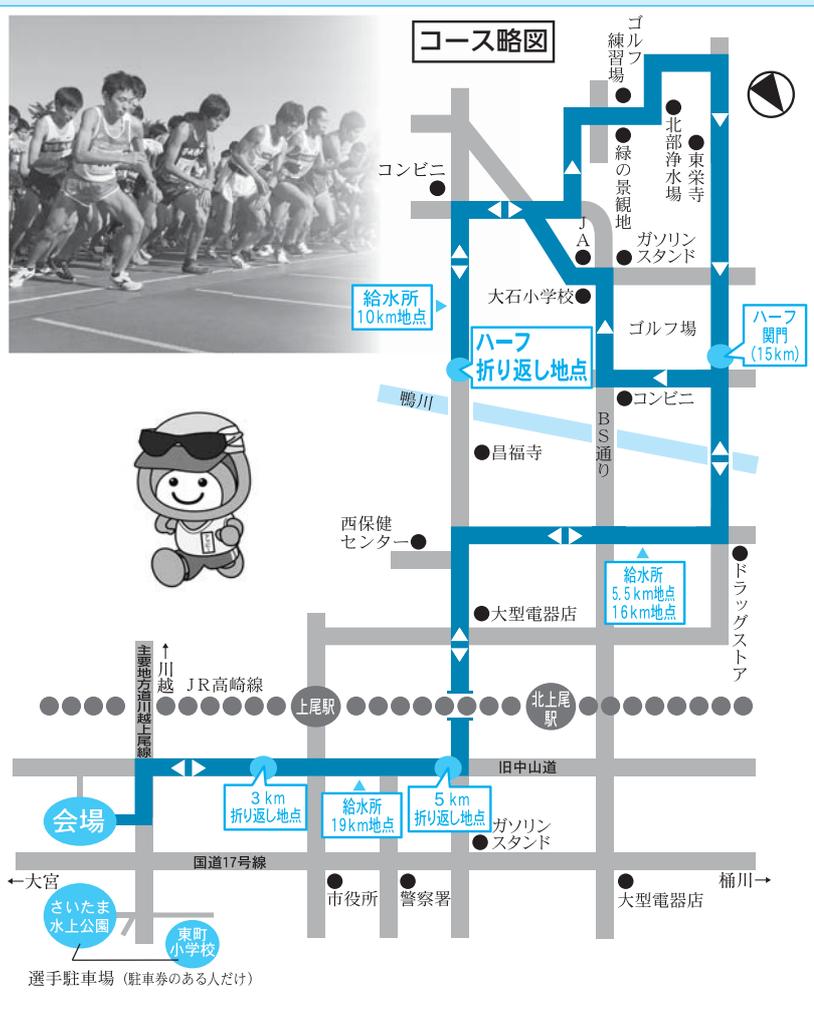
3^キ スタート時間 男子/11:40
女子/11:45

☎中学生女子、小学5・6年生 ☎1,200人

【参加費】

ハーフ 一般・大学生・高校生/4千円
5^キ 一般・大学生・高校生/3,800円、中学生男子/千円
3^キ 中学生女子/千円、小学5・6年生/500円

※申し込み受け付け後は返金できません。
※選手駐車場は事前申し込みが必要です(先着500台)。



問い合わせ先

申し込み方法について/

上尾シティマラソンエントリーセンター☎778-5880・☎778-5889(月)～(金)(祝を除く)10～17時

大会内容について/大会事務局(スポーツ振興課内) ☎781-8112・☎776-2250(月)～(金)(祝を除く)9～17時

市税未納の人へ

詐欺ではありません！ 自動音声で未納をお知らせ



納税課 ☎775-5194
☎775-9846

市税などは、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源です。税負担の公平性と滞納を解消するため、納付期限を過ぎても納付の確認ができない人に対し、7月から、自動音声による電話催告を行います。未納の状況についてお知らせしますので、お手元の納付書を確認の上、納付してください。

なお、この電話催告で、特定の金融機関の口座を指定して振り込みを求めたり、現金自動預払機(ATM)の操作を求めたりすることは一切ありません。

発信専用電話番号☎048-779-8276

平方祇園祭のどろいんきょ行事

武州平方箕輪囃子

生涯学習課 ☎775-9496・☎776-2250

📅7月16日(日)13時～19時40分 所八枝神社(平方)周辺 【交通】JR上尾駅西口から、市内循環バス“ぐるっとくん”「平方小敷谷循環」「平方丸山公園線」で「平方神社前」バス停下車、または東武バス「平方方面行」で「平方」バス停下車 ※県立上尾橋高校の駐車場が臨時駐車場になります。

平方祇園祭の どろいんきょ行事(平方のどろいんきょ)

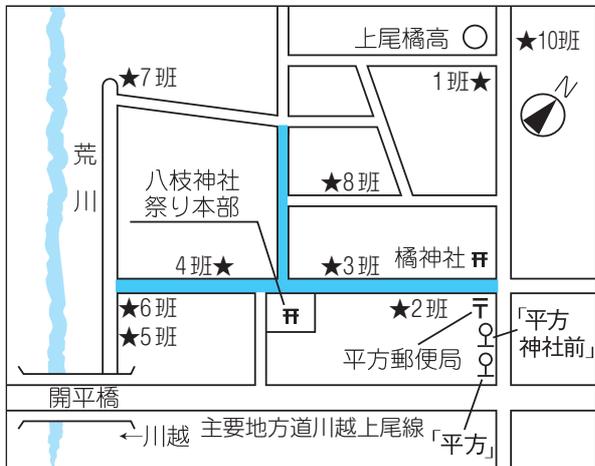
平方上宿地区で悪疫退散・五穀豊穡を祈願し、白木造りの「隠居神輿」を若衆たちが担ぎ回って民家の庭などで転がし、水をまいて泥だらけになりながら激しくもみ合う勇壮な祭りです。

武州平方箕輪囃子

どろいんきょで演奏している祭りばやしです。神田ばやし系の古っぱやしといわれ、古くから継続的に伝承されています。タカウマと呼ばれる木枠で移動しながら演奏するのが特徴です。



どろいんきょ



交通規制区域(開催時間内) ★印 神酒所(9班はありません)
※区域内は歩行者優先です。



武州平方箕輪囃子連のタカウマでの演奏

時とき 所ところ 内容内容 対象対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定員定員 持ち物持ち物
申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問い合わせ